

災害発生時等の臨時休所について

○臨時休所の目安

(1) 風水害

次のいずれかに当てはまる場合、又は、今後当てはまる可能性が高いと判断した場合、臨時休所することを基本とします。

- ア 気象庁から平塚市に特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）が発令されている
- イ 平塚市内のいずれかの地域で、警戒レベル3以上の避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）が発令されている
- ウ 施設周辺で道路冠水や土砂災害が発生し、施設の開所に危険がある

(2) 地震・津波災害

次のいずれかに当てはまる場合、臨時休所することを基本とします。

- ア 平塚市に「震度5弱以上の地震」が発生した
- イ 気象庁から相模湾・三浦半島に「大津波警報」、「津波警報」が発令されている
- ウ 気象庁から「南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった」旨の内容が発表されている

○開所状況による対応

開所時間外	開所時間前までに発令（発表）が解除されなければ、 当日は臨時休所 とする。
開所時間中	直ちに臨時休所することとし、施設の利用者や従事者の安全確保を最優先に図る。道路状況等の安全を十分に確認した上で、速やかに帰宅、または一時的に施設にて待機をし、待機が安全でないと判断した場合は、近隣の避難所に避難をする。

○臨時休所を解除する目安

臨時休所と判断した状況が全てなくなり、職員の安全や施設の被害状況、周辺状況等から施設運営に支障がないことを確認した上で、臨時休所措置を解除し、再開します。

特別警報及び警戒レベル3以上の避難情報が解除された時刻	再開する時期
開所時間外	原則、開所する。 ただし、発令が解除された時間によっては開所時間を遅らせて開所する。
開所時間中	当日は1日休所 とし、翌日から開所する。

※開所時間（午前10:00）までに警報等が発令され臨時休所になり、その後、開所時間中に警報等が解除された場合でも（天気が良くなった場合でも）、**その日は1日休所**となります。